

観音寺市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

観音寺市地域公共交通活性化協議会

目次

内容

| | | |
|----|------------------|---|
| 1 | 募集趣旨 | 3 |
| 2 | 業務概要 | 3 |
| 3 | 事業者選定方式 | 3 |
| 4 | 参加資格 | 4 |
| 5 | 実施要領の配布 | 4 |
| 6 | 質問の受付及び回答 | 4 |
| 7 | プロポーザル参加申込 | 5 |
| 8 | 企画提案申請 | 5 |
| 9 | 申請の追加及び変更 | 6 |
| 10 | 申請取下げ | 6 |
| 11 | 最優秀提案者等の選定 | 6 |
| 12 | 失格事由 | 7 |
| 13 | 費用負担 | 7 |
| 14 | スケジュール（予定） | 7 |
| 15 | 情報公開 | 7 |

1 募集趣旨

本市は公共交通の課題として、「バス利用のわかりやすさ・使いやすさ向上」「ファーストワンマイルの移動手段確保」「モード間の役割の整理と連携強化」「サービスの持続可能性確保」等が課題となっており、令和6年3月に策定した「観音寺市地域公共交通計画」では、課題への対応施策（事業）として、「昼間の時間帯を中心とした観音寺市のりあいバスの運行回数増・路線短縮」「支線における新たな移動手段の導入」「三豊市コミュニティバスを含めた情報提供媒体の作成」などを示している。

本業務では、のりあいバスの役割とデマンド型交通等の新たな移動手段の役割を整理し、限られた財源のなかで利便性が高く運行効率がよい公共交通網の構築を目指す。また、公共交通マップ等の作成に係る検討を行う。そのために、観音寺市の現状を把握するとともに、持続可能な交通ネットワークの構築に向け、専門的な調査分析と専門的知見等の活用が求められることから、「観音寺市地域公共交通利便増進実施計画」の策定に係る調査業務及び策定支援業務を委託するに最も適した事業者の選定を行うため、提案を広く募集する。

2 業務概要

(1) 業務名

観音寺市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務

(2) 業務内容

観音寺市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務委託仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日

(4) 業務委託料の上限額

6,952千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 事務局

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市地域公共交通活性化協議会事務局（観音寺市市民部地域支援課）

（担当者：前田）

TEL:0875-23-3949 FAX:0875-23-3954

E-mail : tiikisien@city.kanonji.lg.jp

3 選定方式

地域公共交通利便増進実施計画の策定にあたり、客観的かつ複合的なデータ分析及び専門的知見の活用が求められることから、公募型プロポーザル方式の採用により、提案を広く募集し、本業務に最も適した事業者を選定する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。また、単体、共同企業体代表者、共同企業体構成員すべてに共通の要件とする。

- (1) 本業務を遂行できる実績及び技術的能力を有すること。また、経営状況及び財務状況が良好であり、十分な人員配置により本業務を完遂できる者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 観音寺市物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 23 年観音寺市告示第 25 号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 地方自治法第 224 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者としての業務の全部又は一部を停止され、その停止期間満了の日から 1 年を経過しない者でないこと。
- (6) 国税及び地方税の未納及び滞納がないこと。
- (7) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその団体の構成員等に関係すると認められる者でないこと。
- (8) 政治資金規正法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体及びこれに類する団体でないこと。

5 実施要領の配布

(1) 配布期間

令和 7 年 4 月 14 日（月）～ 5 月 2 日（金）

(2) 配布方法

観音寺市公式ホームページからのダウンロードによる。

6 質問の受付及び回答

本業務に関する質問がある者は、簡潔にその内容をまとめ、提出すること。

(1) 受付期間

令和 7 年 4 月 14 日（月）～ 4 月 28 日（月）午後 5 時

(2) 提出書類

質問書（様式第 5 号）

(3) 提出方法

提出書類を上記 2（5）の事務局まで電子メールで提出すること。提出する際は、電子メール送信後、必ず電話で到達を確認すること。その他、電話や口頭等での質問は、一切受け付けない。

(4) 回答方法

回答は、全て観音寺市公式ホームページにて随時公開する。個別回答は行わない。

7 プロポーザル参加申込

プロポーザルへの参加を希望する者は、下記について作成及び提出すること。

(1) 提出書類

- (ア) 参加申込書（様式第1号）
- (イ) 会社概要（様式第2号）
- (ウ) 業務実績調書（様式第3-1号）
- (エ) 業務責任者業務実績調書（様式第3-2号）
- (オ) 納税証明書又は滞納がない旨の証明書（国税及び申請する事業所の所在地の都道府県税、市区町村税）
- (カ) 参加資格審査結果通知書送付用の封筒（要切手貼付）

(2) 提出部数 各正本1部

(3) 提出期限 令和7年5月2日（金）午後5時（郵送の場合は、当日消印有効）

(4) 提出方法 持参もしくは郵送（郵送の場合は、簡易書留もしくは書留のいずれか）

(5) 提出先 上記2（5）の事務局

(6) 留意事項

- (ア) 提出書類は、原本各1部を原則日本工業規格A列4とし、（ア）から（カ）については、順にファイルに綴じて提出すること。ただし、必要に応じてA3横版の使用も可。
- (イ) 提出書類のうち、（オ）については、申請日前3か月以内の日付のものに限る。
- (ウ) 提出された書類の返却は行わない。

8 企画提案申請

参加資格審査の結果、参加資格を満たしていると判断された者は、仕様書及び審査基準を熟知のうえ、下記について作成及び提出すること。

(1) 提出書類

- (ア) 企画提案書提出届（様式第4号）
- (イ) 企画提案書
- (ウ) 見積書（様式任意、内訳記載のこと）

(2) 提出部数

- (ア) 正本1部
- (イ) 8部及びデータ（メールにて送付）
- (ウ) 正本1部

(3) 提出期限 令和7年5月26日（月）午後5時（郵送の場合は、当日消印有効）

(4) 提出方法 持参もしくは郵送（郵送の場合は、簡易書留もしくは書留のいずれか）

(5) 提出先 上記 2 (5) の事務局

(6) 留意事項

(ア) 「本業務仕様書」(以下「仕様書」という。)を踏まえて作成すること。

(イ) 企画提案書については、計 30 頁以内(片面換算、指定様式含まない。)とし、フォントサイズは 11 ポイント以上とする。(フロー図及びイメージ図といった図面系資料については、A3 用紙、片面換算 3 枚までとする。)

(ウ) 提出書類のうち、(イ)については、参加申込時に提出する業務実績調書に記載した類似業務の成果及び本業務の実施体制や統括責任者、業務担当者の経歴及び実績に関する情報を記載すること。

(エ) 提出された書類の返却は行わない。

9 申請の追加及び変更

提出された申請書等については、明らかな誤り(数字の桁の訂正等)や軽微な修正(記入欄の修正等)を除き、書類の追加提出及び内容の変更は認めない。

なお、必要に応じ、追加書類の提出を求める場合がある。

10 申請取下げ

参加申込及び企画提案を取り下げる場合は、下記のとおり作成及び提出すること。

(1) 提出書類 取下書(様式第 6 号)

(2) 提出部数 正本 1 部

(3) 提出期限 令和 7 年 5 月 26 日(月)午後 5 時(郵送の場合は、当日消印有効)

(4) 提出方法 持参もしくは郵送(郵送の場合は、簡易書留もしくは書留のいずれか)

(5) 提出先 上記 2 (5) の事務局

11 最優秀提案者等の選定

(1) 選定方法

観音寺市地域公共交通活性化協議会委員から成る「観音寺市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会」(以下、「審査委員会」)を設置し、提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、本業務に最も適した事業者の選定を行う。申請者が 6 者以上の場合は事務局において事前書類審査をし、上位 5 者に対して、審査委員会がプレゼンテーション審査を行う。申請者が 1 者のみの場合であってもプレゼンテーション審査を行い、最優秀者を決定する。ただし、全委員の合計点が最も高い提案者の評価において、その点数が配点の 6 割以下であるとき、最優秀提案者として選定しない。

(2) 審査基準

審査は、「観音寺市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査基準」による。

(3) プレゼンテーションの実施

(ア) 実施日 令和7年6月3日(火) ※予定

(イ) 説明時間 1提案者あたり提案20分、質疑10分の計30分とする。

(4) 提案審査の結果

審査委員会による審査により、最優秀提案者及び次順位提案者を決定し、全てのプレゼンテーション参加者に通知する。審査委員会は、選定結果についての意義申立ては一切受け付けない。

また、結果については、観音寺市公式ホームページにて公表するが、委託業者の決定に至った経過や理由等の公表は行わない。

12 失格事由

申請者が次のいずれかに該当する場合は、当該申請者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載を行った場合。
- (2) 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合。
- (3) 実施要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合。
- (4) 最優秀提案者の選定終了までに、審査委員又はその関係者に対して、審査の結果に影響を与えるような接触を行った場合。
- (5) 他の申請者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- (6) 選定終了までの間に、他の申請者に応募提案の内容を意図的に開示した場合。
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

13 費用負担

申請から最優秀提案者の選定までに必要な経費は、全て申請者の負担とする。

14 スケジュール (予定)

| | |
|--------------|---------------------------|
| 公募開始 | 令和7年4月14日(月) |
| 質問の受付 | 令和7年4月14日(月)～4月28日(月)午後5時 |
| 質問に対する回答 | 随時(観音寺市公式ホームページで公開) |
| 参加申込書の提出 | 令和7年4月14日(月)～5月2日(金)午後5時 |
| 参加資格審査の結果通知 | 令和7年5月9日(金)※予定 |
| 企画提案書等の提出 | 令和7年5月26日(月)午後5時 |
| プレゼンテーションの実施 | 令和7年6月3日(火)※予定 |
| 審査結果の通知 | 令和7年6月9日(月)※予定 |

15 情報公開

プロポーザル方式による提案者決定における公平性及び透明性を高めるため、プロポーザル実施に関する情報について、下記のとおり取り扱うものとする。

- (1) プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料等を含む。）は、観音寺市情報公開条例（平成 25 年条例第 2 号）における行政文書として取り扱うものとする。本業務の受託者から提出された資料（企画提案書を含む。）についても、同様とする。
- (2) 情報公開は、提案者決定に影響を及ぼすことのないよう行うものとする。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施過程及び結果等について、公表に努める。